

環境監査の経済的意義について

— 社会的費用論の見地から —

大 森 正 之

目 次

1. はじめに
2. 企業における環境監査導入の背景
 - 2-1. 先進国における環境政策の進展
 - 2-2. 企業における環境管理の強化
3. 企業における環境監査の導入
 - 3-1. 環境監査の概要
 - 3-2. 環境監査の導入事例
4. 環境監査の経済的意義—社会的費用論の見地から—
5. 環境監査の制度化における課題—情報公開とマーケティングをめぐる—
6. おわりにかえて

1. はじめに

1985年および86年に、アメリカ環境保護庁（EPA）は、企業への環境監査制度の導入に関する公式見解を発表した¹⁾。それ以前からアメリカでは、一部の巨大製造業において、環境監査の手法が自発的に開発・導入されていたが、この公式見解はその普及を意図したものであった。また、89年には国連環境計画／産業と環境部会（UNEP／IEO）のワークショップで、欧米の先駆的な環境監査導入企業の事例が報告された²⁾。そして、それを引き継ぐよう

にEC（現EU）委員会も、90年12月に環境監査の制度化に向けた草案を発表し、93年6月には「環境管理・監査計画」を理事会規則として正式に成立させた³⁾。なお91年7月、国際標準化機構（ISO）は、ECの検討作業と平行して、環境監査や環境ラベリング等を含む環境管理活動全般にわたる基準づくりを開始し⁴⁾、欧米日等の21か国は94年9月にその原案に合意した。

一方、わが国では、こうした欧米の情勢は80年代後半以降、主要な製造業、経営コンサルタント会社、損害保険会社、監査法人の着目するところとなり、

注1) 文献（4）、（5）を参照。

2) 文献（20）を参照。

3) 文献（8）を参照。なお、この「計画」の成立過程については文献（1）、（2）、（3）、（6）および文献（30）を参照。

4) 文献（42）を参照。

環境監査の導入が産業界で検討された。80年代は数例にとどまった導入企業も近年増えつつある⁹⁾。環境監査導入の必要性については、わが国でも70年代後半期に経営学の領域において「企業の自己規制力の向上」という観点から議論されていた⁶⁾。しかしながら、企業への環境管理および環境監査の導入を制度化するという側面での政策的対応は立ち遅れた。こうした遅れは、企業の環境保全主体としての成熟や政府の環境政策の進展といった観点から問題であるにとどまらない。91年にドイツが「包装廃棄物回避のための政令」を発表し、それが外国企業に対する参入障壁になるか否かが議論されたように⁷⁾、EUやISOにおける環境監査の制度化が、わが国企業の海外事業や輸出の展開を制約するか否かという点からも問題視されるべきである。OECDの「環境政策と貿易問題」に関する近年の議論もまた、この点に集中している⁸⁾。確かにEUにおいては、環境管理・監査制度は産業・貿易政策の一環に統合されている。しかしながら、そこには単に競争優位の獲得のみが目指されているのではない。むしろ、それを推進力とすることで、環境保全意識の企業活動全般への内面化⁹⁾（社会的費用の内面化）こそが志向されているのである。

したがって、本稿では、企業にたいする環境監査の導入要請が、環境保全意識の企業活動全般への内面化という先進国共通の文脈から発していることへの理解に立って、企業における環境監査導入の背景を整理し、環境監査をその原型においてとらえ、その経済的意義と課題について検討する。そして最後に、将来的に環境監査制度の導入が期待される領域につ

いて若干言及する。

2 企業における環境監査導入の背景

2-1 先進国における環境政策の進展

経済活動に起因する局地的規模での公害・環境破壊は市場経済の成立より古い。しかしながら1960年代には、先進国の環境破壊は、その影響が地域経済や国民経済にまで及ぶといった領域的側面のみならず、生命・人体に影響が及ぶといった質的側面で深刻化し、特殊な社会問題となった。また多くの研究が指摘しているように、市場経済体制下の環境破壊は、その原因が技術上の制約のみならず市場経済の法的小および制度的前提それ自体、そして環境保全的な技術開発費・設備投資の節約を伴う企業の資本蓄積過程に求められる点で独自なものである。それゆえ、環境破壊への対策は、市場経済の法的小および制度的前提の政府による再編成と企業におけるそれへの対応、すなわち環境保全的な技術開発・設備投資、損害賠償、環境復元事業費などの社会的費用の負担によってなされた。こうした本格的な環境政策の展開は、先進諸国において1970年代前半期の環境法体系（直接規制）の確立と補助金（優遇融資、短期償却、優遇税制）を梃とした、既存生産装置に対するend-of-pipe型の公害防止装置（おもに水質汚染防止装置、大気汚染防止装置）の付加を中心とするものであった。その結果として、今日の公害防止装置市場は形成・維持されている。

ちなみに、わが国における公害防止装置の市場規模は、70年の約2千億円から76年の約7千億円のピークに達し、80年代は6千億円台の水準（日本

注5) 例えば、日本製薬工業協会は、93年1月に「社会環境監査のシステムと基準」を公表している。なお、わが国の環境監査導入事例については、文献(26)、(43)を参照。

6) 文献(27)において、菊地敏夫は、「企業の自己規制の確立に関する第二の問題（第一の問題は企業の最高意思決定機関が他の環境主体の利益を反映できる構成をもっているか否かにある。——筆者注）として監査機能の問題がある。現行会社制度における監査の領域には内部監査においても外部監査においても企業が環境汚染問題に対してどのような改善努力を行ったかをはじめ、地域社会、消費者、労働者、従業員など利害者集団の利益に関連してとった行動の監査は何ら制度化されていない」（139頁）として、環境監査導入の必要性を指摘している。

7) 文献(44)、(39)を参照。また、文献(45)では、この政令が包装資材のリサイクルに関してはドイツ国内の企業を対象としているため海外企業には規制が及ばない点を確認しつつも、「海外輸出企業はただリサイクルできる素材の包装材を利用すれば良いのである。しかしこうしたドイツ国内からの要請に対応しなければ商品の受取りを拒否される場合も想定される」（1頁）と指摘している。

8) 文献(15)を参照。

9) 「環境保全意識の内面化」については、文献(23)、59および63頁を参照。

産業機械工業会調べ、支払ベース)で平準化した¹⁰⁾。

この様な先進国の環境政策はいわゆる「大きな政府」を背景とし、直接規制を中心とするものであった。そしてその非効率の反省から、近年、市場経済システムをより活用した経済的手法、例えば環境税、課徴金、排出権市場の創設等が部分的に導入されている¹¹⁾。また、環境負荷が相対的に少ない消費財への環境ラベリングにより、相対的に高価格な当該財の購買を促す経済的手法が、78年以降ドイツを先例として先進諸国で導入された。この種の手法は、社会的費用が価格転嫁された商品の開発・普及と環境負荷情報の公開という点で着目されている¹²⁾。他方、流通—消費過程での廃棄物による環境負荷を抑制するために、91年に同じくドイツで先駆的に導入された包装資材のリサイクルシステムも、近隣諸国に普及しつつある¹³⁾。これらの手法は、70年代以降、生産過程での公害対策が一定程度定着した後をうけ、新たなフロンティアである地球環境問題(特定フロン及びCO₂等による地球温暖化防止/自然生態系保護)への取り組みの一環として立案されている。環境対策は生産、流通、消費、廃棄の全過程を対象とするに至っているのである。

さらに、生産過程での環境対策も、従来の鉱工業部門のみならず、農業(林業、漁業)部門をも対象とするまでに対策領域が拡大している¹⁴⁾。総じて、環境保全の領域は、冷戦体制崩壊後の新たな投資先として位置づけられ、既に形成された公害防止装置生産部門に加え、形成されつつあるリサイクル産業(静脈産業)部門の拡大、さらには会計監査、損害保険、経営コンサルタント業などでの環境サービス業務の拡大が期待されている。

2-2 企業における環境管理の強化

以上のような環境問題をめぐる先進国の政策的・

制度的状況の変化は、企業が環境問題に取り組む姿勢に鋭く転換を迫るものであった。それは、公的環境規制の進展に対する受け身の姿勢から、企業自身が独自の環境基準の設定と評価を行うことにより、競争上の優位を確立しようとする積極的な姿勢への転換であった。こうした転換の必要性に関しては、70年代末期のロイストンによるアメリカ3M社の環境管理事例の研究において示唆されていた。ロイストンは、旧来の生産装置への公害防止装置の付加をend-of-pipe add-on型の公害防止とみなした。そして、それに比べ、生産装置総体へのリサイクル技術や原材料次元での無公害化技術の導入によるbuilt-in型の公害防止が、長期的に経済合理的である点を指摘した。さらに、環境保全的設備投資の増大を環境管理の強化とbuilt-in型の公害防止における技術革新とにより抑制することで「公害防止は儲かる(pollution prevention pays)」という考えを打ち出した¹⁵⁾。

また、とりわけアメリカにおいて、企業の環境管理の強化を促す要因としては、過去の環境破壊行為の責任をも遡及しうる「包括的環境対処・補償・責任法(スーパーファンド法)」が80年に制定され、86年にはそれが強化された背景があげられる¹⁶⁾。こうした環境にかかわる法・制度の強化傾向が、企業において環境管理をリスク管理の一環として組み込み、長期的な事業展開の基礎にすえざるをえなくさせた。すなわち、政府、州、地域の公的環境規制基準を上回る自主的基準を設定するよう企業に迫ることになったのである。その結果、本稿で取り上げる環境監査システムの開発・導入が企業に要請され、会計監査、損害保険、経営コンサルタント業により環境監査の研究が促進されたのである。

確かに80年代を通じて、わが国では、企業におけ

注10) 文献(28)、(29)を参照。ちなみに、公害防止装置(環境装置)の市場規模は、90年には約7,850億円であり、92年には約11,250億円に達している。

11) 文献(13)、(17)を参照。

12) 文献(7)、(12)、(30)を参照。

13) 文献(24)では、ドイツのリサイクルシステム以外に欧米およびアジアの11か国のリサイクルビジネスが紹介されている。

14) 文献(11)、(16)を参照。

15) 文献(18)を参照。

16) スーパーファンド法を中心としたアメリカの環境法の動向と企業の対応に関しては文献(40)を参照。

る環境管理・監査導入の制度化は環境政策の新たな展開領域として浮上することはなく、93年の環境基本法においても明確な制度化の方向は示されていない。そして、その理由としては、旧公害対策基本法や条例がその制定時に前提せざるをえなかった、そして今日においても課題である企業の自己規制力の弱さが考えられる。とはいえ、わが国企業は公害・環境対策において、先進国の中でもすぐれた技術と実績を示してきたのである¹⁷⁾。一般的な法的規制（罰則）の弱さとそれを補完するために企業－自治体間で締結された公害防止協定等の行政指導の強さが¹⁸⁾、公害防止を推進しつつも、それがかえって環境監査のような戦略的な環境管理手法の自発的な開発を妨げたものと考えられる。だからこそ、91年の経団連「地球環境憲章」に見られるように、企業が公的環境規制基準を越える独自の基準を設定し、それを遵守することがますます求められているのである¹⁹⁾。

3 企業における環境監査の導入

3-1 環境監査の概要

① 環境監査の定義と特徴

環境監査の定義については、すでに環境監査を導入している個々の企業において独自の定義があるものの、最大公約数的な定義が普及している。国際商業会議所（ICC）の定義（1989年）がそれである。そこでは、環境監査とは企業において「環境に関わる組織、管理、装置が、環境保全の促進という目的をどの程度達成しているかを、体系的に、記録として残るかたちで、定期的に、そして客観的に評価する管理手法であり、それを(1) 環境に関わる諸活動への管理上のコントロールを助長すること、および(2) 公的規制基準のみならず企業自身の規制基準に関しその遵守状況を評価すること、によって行うもの」と定義されている²⁰⁾。この定義は、主に大規模

製造業での自主的な実践を踏まえたものであるが、ICCではサービス業や農業部門、中小企業への適用も可能であると見なしている。

また、環境監査は、以下のようなものとして特徴づけられている。まず第一に、環境監査と会計監査とは、監査技術の点で前者は後者に多くを負っている。しかし、対象領域の違いは当然として、社会的に制度化された監査基準が存在するか否かという点で異なる。それゆえ環境監査の基準は、法的規制基準（国、自治体、地域の基準）、企業の業種、企業文化の差異を反映して個別企業ごとに異なる。第二に、環境監査が自主的に行われ、監査基準も自主的に設定される限り、経営戦略と密接に関連することから、それは基本的には内部監査にとどまる傾向にある。ここに監査情報の公開が制限される根拠があり、この点でも会計監査と異なる。第三に、環境監査は、職場安全性監査、職場健康監査、製造物安全性監査と密接に関連するが、それぞれのリスク管理の対象は、人間を含む環境、労働災害、労働者の疾病、消費者被害と異なる。しかし環境監査は、他の3領域を包含して行われる場合も多い。第四に、環境監査は、次節でその目的について触れるが、企業が社会的責任をどの程度果たしているかを監査する点で、いわゆる社会監査の一環と見なしうる。しかしながら、企業活動に起因する自然的公共財（大気、水、土地など）および人体への負の影響（社会的損失）、その削減・防止策、それらに要する費用（社会的費用）を対象とし、それらを、素材的・技術的さらには価値・貨幣的データによって基礎づける点で、環境問題により限定された社会監査と考えられる。

② 環境監査の目的

環境監査の原型ともいべきアメリカ企業での導入事例をふまえた、グリーンらの研究²¹⁾によれば、環境監査の目的は以下のように要約できる。

第一の目的は、企業が公的な環境規制基準を遵守

注17) 文献(14)を参照。

18) わが国の公害防止協定が果たす社会的役割・機能に関しては文献(25)を参照。

19) 同憲章3-(3)では「国、地方自治体などの環境規制を遵守するにとどまらず、必要に応じて自主基準を策定して環境保全に努める」ことが明記されている。文献(38)を参照。

20) 文献(10) p. 3を参照。

21) 文献(9)を参照。なおアメリカでのグリーンらの環境監査研究は、ドイツでの研究[文献(19)]においても基礎的文献とされている。

しているかに関する法的責任および環境災害に関する社会的、倫理的責任（株主、大衆に対する責任）を経営陣に自覚させ、遵守の程度、リスク管理の程度を監督させるための情報フィードバックにある。また第二の目的は、工場や施設の責任者が、公的環境規制および企業独自の環境政策・規制基準の遵守に要する費用、効果的手法、環境保全のための人材および機会を確認し、従業員教育に役立てることにある。さらに第三の目的は、公的規制のない領域での潜在的なリスク（環境災害の可能性）を調査し、将来的に管理下に取り込むことにあり、その際に動員しうる人的資源および資金の最適配分と責任分担を明らかにすることにある。OECDの近年のレポートでは、環境規制への対応によって、企業には技術革新の進展、効率性の向上、先行者の利益、関連事業活動の創出による利益といった競争上の優位性が付与されることが指摘されている²²⁾。こうした指摘をふまえるならば、上の第三の目的においては、環境監査を環境保全的な技術革新等による競争優位の獲得に連動させる長期的戦略性が示唆されていることに着目すべきである。

また、特にアメリカにおいては、(1) 証券取引委員会（SEC）の環境情報公開要件（企業の競争条件に影響を与える一定金額以上の環境損害賠償訴訟についての情報公開義務）との関連で、(2) 他企業の吸収・合併、没収、他企業への投資に際しての環境リスク関連情報の収集において、および(3) 環境損害賠償責任保険への加入およびその料率算定に際して、環境監査が二次的に役立つ点が指摘されている。さらに、環境監査実施の二次的な目的としては、それが企業の環境保全費用負担への補助金交付の条件となりうることも考慮すべきである²³⁾。

③ 環境監査の費用と便益

環境監査に要する費用には、まず直接的費用として監査担当者の人件費、他のスタッフ部門の負担とされる監査関連支出、監査に要する旅費・滞在費およびその他監査の実施にともなう経費がある。次に

間接的費用として監査対象施設で費やされる時間、法務部など他の関連部署で費やされる時間があげられる。以上は内部人員による監査の場合の費用であるが、外部に監査を依頼する場合、直接的費用は環境コンサルタント等の外部監査人への支出となる。なお、監査内容が公的に認証される必要がある場合は、それに要する費用も含まれることになる。

他方、環境監査の便益については、直接的便益として、環境リスク回避の効率化、すなわち事故・訴訟・罰金の減少、環境保全投資の効率化といった長期的に計量化できるものがある。また、監査情報の公開による企業の評判の向上（良いパブリシティ）といった計量化できないものも含まれる。間接的便益としては、環境損害賠償責任保険の保険料率の削減といった計量可能なものがあり、環境問題に対する積極的な企業姿勢が労働者の企業への信頼度を高めるなどの心理的效果といった計量不可能なものもある。したがって、環境監査の受益者は、株主、取締役・管理職・工場長から労働者までの従業員、取引先企業、近隣住民、一般大衆に及ぶことになる。

なお、環境監査の計量化できる直接的便益は、事故・訴訟・罰金の減少、環境保全的投資の効率化にとどまらない。次章で詳述するように、すでにほとんどの先進国で導入されている環境保全投資への補助金や一部の先進国で導入されている環境税等の公的負担をも考慮するならば、監査より得られる便益の範囲は拡大する。

3-2 環境監査の導入事例

以下では、89年1月に開催されたUNEP/IEOのワークショップで報告されたアメリカの機器メーカー、アライド・シグナル社の環境監査導入事例²⁴⁾を中心に、同ワークショップで報告された欧米の他企業の事例で補完し、環境監査の導入状況を明らかにしたい。

[図表1] に示したように、アライド・シグナル社は、78年に「環境サーベイランス・プログラム」という環境監査計画を導入している。環境監査の導入時期としては相対的に早い。ちなみに、アメリカ

注22) 文献(15) p.9参照。

23) 文献(22)は、環境監査実施企業に対して政府より何らかの優遇措置が与えられるか否かが、近年アメリカで問題となっていると指摘している。

24) 文献(20) p.6-27を参照。

図表1 環境監査の導入事例

環境監査導入企業名 (企業の業種)	アイルド・シグナル社 (航空宇宙機器、自動車部品、エンジニアリング素材製造)
環境監査計画の名称	環境サーベイランス・プログラム
環境監査計画導入時期 (導入契機)	1978年(コンサルタントの助言)
環境監査計画の目的	公的環境規制の順法性と社内基準・手続きの遵守状態の把握、順法・遵守状態の継続性の把握と改善
環境監査の担当部署	健康・安全性・環境科学部
環境監査の担当部署の 人員構成	汚染規制、製品安全性、職場健康問題、損失防止、環境サーベイランス分野の専門家(専任スタッフ14人)
環境監査チームの 人員構成	サーベイランス担当者(1人)に、外部コンサルタントおよび社内環境問題専門家を加え、1チーム2~4人
環境監査の対象領域	大気・水質汚染(漏水)の制御/固体有害廃棄物処理/職場健康問題/保健・医療計画/安全性と損失防止/生産物の安全性、各々の現状について年間約50か所の施設を対象
環境監査に要する日数	1回の監査当たり3~4日
環境監査に要する費用	年間予算 750,000米ドル

出典: 文献20より作成

ではITT社が60年代と例外的に早く、ヨーロッパではチバ・ガイギー社(スイス)が最も早く、81年の導入であったと報告されている。また、環境監査の目的は同社でも、政府の環境法が定める基準、自治体の基準、地域の基準といった公的な環境規制基準とともに、独自の社内環境政策および規制基準の遵守状態とその継続性の把握・改善をあげている。環境監査の担当部署については、同社ではノルスク・ハイドロ社(ノルウェー)と同様に健康・安全性・環境問題を統括する部署が担当している。したがって担当部署は、環境問題以外に健康・安全性問題の専門家によって構成されることになる。さらに、実際の監査チーム(現場施設監査チーム)は、同社で2~4人、ブリティッシュ・ペトロリアム社で3~4人、ロイヤルダッチ・シェル社で4~8人と報告されている。

また、アライド・シグナル社の場合、年間約50か所の施設および工場において大気汚染、水質汚染、固体廃棄物の処理を主な対象として監査がなされているが、一つの施設がどの程度の頻度で監査を受けるかに関しては、同社の報告では不明である。ちなみにノルスク・ハイドロ社では主要施設は2年に1度の監査頻度と定められている²⁶⁾。

[3-1-③]で見たように、環境監査には監査チームの人件費、監査に要する旅費・滞在費などの直接費用と監査対象施設で費やされる間接費用、法務部など他の関連部署で費やされる間接費用を要するが、[図表1]に示したアライド・シグナル社の年間監査予算約75万ドルは、直接費用に相当するものと考えられる。同社の場合、環境保全的設備投資および稼働費は、72年以来総投資額の8-15%水準に達し、70年から85年までの累積で2億5千万ドルに達する

注25) 同上、p. 56を参照。

に至った²⁶⁾。また、アメリカにおいては [2-2] でふれたように「包括的環境対処・補償・責任法」が80年に制定されている。したがって、78年の同社の環境監査の導入および年間予算約75万ドルはこうした状況への対応であったと見なすことができる。

しかしながら、こうした個別事例紹介においては、ICCによる環境監査の定義づけやグリーンノラの研究が示唆するような、環境監査導入の及ぼす経済的影響は十分に考察されていない。したがって、以下では、環境経済学の主要なアプローチ方法である社会的費用論²⁷⁾に即して、環境監査の理論的な位置づけを試み、企業における環境監査導入の経済的意義を明らかにしたい。

4 環境監査の経済的意義 —社会的費用論の見地から—

従来、社会的費用論の見地からは、[図表2] (次頁) に示すように、まず環境破壊を社会的損失 (一次的には汚染による自然的公共財の効用劣化および人的損傷、二次的には当該財を利用する経済主体での生産力の低減および金銭的損失) の発生・累積ととらえてきた。そして、汚染者負担原則にもとづき、原因者である経済主体において、損害賠償および環境復元といった事後負担、さらには環境保全投資 (公害防止設備費、稼働費、研究開発費) といった事前負担がなされる。損害賠償および環境復元は、社会的損失の金銭的および素材的な補填を意味し、社会的費用の事後支出として把握される。また、環境保全投資は社会的損失を未然に防止する限りにおいて、社会的費用の経営内部への事前拘束 (技術的内部化) として把握される。なお、事後的な社会的費用の支出から派生するものに、損害賠償責任保険と環境復元事業の準備金 (内部留保) がある。前者は経営外部への保険料の事前支出であり、環境保全投資を促す直接の経済指標となる。しかし、後者はあくまでも事後に取り崩され、支出されることから環境保全投資を促す直接の経済指標とはならず、図表では環境復元に包括させている。同じく、環境保

全投資を促す経済指標としては、補助金および環境税といった正および負の経済的インセンティブがあげられる。前者は、本来企業で (汚染者負担原則に基づいて) 負担されるべき環境復元費や環境保全投資といった社会的費用を補完し、その一部を政府・納税者へ転嫁するものである。また後者は、環境保全投資相当分を擬制的に課税することで実際の環境保全投資を促す、派生的な社会的費用の支出である。

こうした理解²⁸⁾に立てば、環境管理の中核機能を担う環境監査は、次のように位置づけられる。すなわち、環境監査は、まず企業活動に起因する環境破壊=社会的損失を事後的-事前的に評価し、その削減計画を策定する。そして、企業が負担するべき事後的-事前的な社会的費用、それらの社会への転嫁分、擬制的な社会的費用、さらに環境管理・監査自体に要する費用 (これも社会的費用の派生形態である) の各々を対象とし、上記の削減計画に即して、それら総体の効率化=合理化を促進する。したがって、環境管理・監査自体に要する費用は、企業が自らの及ぼす環境影響に対し「自己規制力」を発現させる際の経済的基礎となり、この様な財源が環境管理上の社会的費用として経営内部に拘束されるのである。ここに、環境監査の導入の第一の経済的意義を認めることができる。

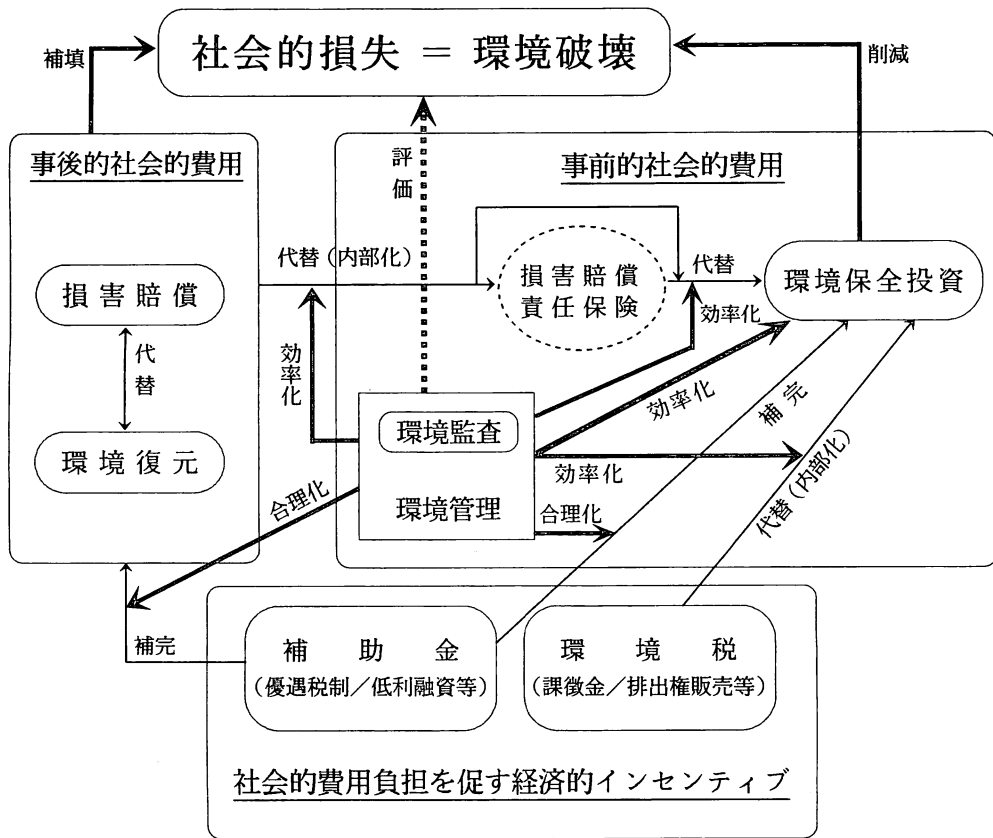
また、ここでいう環境監査による社会的費用負担の総体的効率化は、[図表2] でいえば、損害賠償や環境復元といった事後的費用を保険料支払いに代替させ、あるいは、公害防止装置の開発・導入・稼働といった事前的な費用に代替させ、それらを削減する場合に実現可能となる。また、既に採用している end-of-pipe 型の公害防止装置を、技術革新により低廉化したり、省エネルギー効果を合わせ持つ公害防止技術を開発する場合、さらには原材料を低公害化する技術やリサイクル技術を組み込んだ built-in 型の生産装置に転換する場合に効率化は実現可能となる。また、既存の公的環境規制の強化傾向や新たな公的規制の導入、あるいは環境税の導入、税率の引上げが予測される状況下では、社会的費用総体の

注26) 同上、p. 14を参照。

27) 社会的費用論にかんする最近の議論としては文献 (41)を参照。

28) 筆者の社会的費用概念の理解については文献 (29) を参照。

図表2 環境管理・監査と社会的費用



潜在的増大傾向が認められ、企業にとっての環境リスクが高まる。この場合、環境監査のリスク回避機能、とりわけ事前的な社会的費用の効率的投資を促す機能が技術革新を導き、競争過程での優位性の獲得・保持の基本的条件となる。また、環境監査の実績が環境保全的な技術開発への補助金交付の条件である場合には、技術革新は補助金により一層加速されることになる。この様な企業における社会的費用負担総体の効率化と技術革新とを相互に媒介する機能に、環境監査の第二の経済的意義が認められる。

この点を敷衍すれば、企業における環境保全意識の内面化が不十分であることは、社会的損失の削減・防止を社会的費用負担へと媒介する諸制度の形成過程で、企業が受動的であることを意味する。環境監査はこうした受動性を反転させ、企業が経済主体であると同時に環境保全主体としても成熟するための

不可欠の手段となる。またこの反転は、環境保全費用を空費みなす短期的観点から、それを投資の一環と見なす新たな長期的、戦略的観点への移行を意味する。短期的な観点では、社会的費用の事後負担は利潤の取り崩しであり、社会的費用の事前負担は生産的な公害防止設備の開発・投資とその稼働による資本の拘束であり、両者は総じて利潤を削減する要因として把握される。そして、そこには、環境破壊的な経済活動が生み出す利潤それ自体の中に、社会的費用の顕在化によって相殺されるべき部分が潜在することの無自覚が胚胎している。他方、長期的な動的観点から見れば、環境監査は、こうした潜在的な環境リスクを発見し、社会的費用総体の算定とその効率的＝合理的な内部拘束をともなう技術革新を促すことで、その先駆的導入企業に対して差額利潤をもたらすものとなる。したがって、長期的に

は、まさにロイストンが指摘したように「公害防止は儲かる」こととして理解される。それゆえ、環境監査導入の経済的意義は、公的環境規制の遵守が一般化し、一定の公害防止技術と社会的費用負担の普及・平準化がなされた結果、企業が環境保全に関する戦略的な管理強化と技術革新の相互推進に新たな差額利潤の源泉を見出すに至ったことにあり、とりわけ公的環境規制を越える領域にその源泉を見出したことにあると考えられる。

個別企業における環境監査の導入は、自主的に、あるいは行政主導で促進される場合がある。いずれにせよ、それは取引先他企業における環境監査の導入を促すことになる。とりわけ、原材料等の調達にかかわる継続的な取引関係が成立している際には、環境監査が方向づける個別企業での環境保全的な技術革新は、取引先でのそれに連動する。こうした、環境監査の連鎖的な導入と技術革新の波及に第三の経済的意義が認められる。

また環境監査の導入・普及の過程では、一方で導入企業内部での環境管理・監査にたずさわる専門要員の業務が創出される。他方では、外部に監査が委託される場合、会計監査、損害保険、経営コンサルタント業務に携わる企業にとっては事業領域の拡大を導き、環境監査自体を主要な業務とする企業も形成される。さらに、こうした領域に環境管理・監査の業務に蓄積のある企業（おもに製造業）が環境コンサルタントの子会社を創設する場合もある。これらによって、社会的には広範な環境サービス業の創出・展開が可能となる。この点に環境監査の第四の経済的意義が認められる。

5 環境監査の制度化における課題

—情報公開とマーケティングをめぐる—

以上のように、環境管理および環境監査によって社会的費用負担の総体が効率化＝合理化される場合でも、環境保全投資の総額が過度に膨脹するならば、個別企業において利潤率が長期的に低下する要因と

なる。ここに環境保全を志向する技術革新にとって最大の課題が残されている。とりわけ、社会的費用負担を商品価格に転嫁できない場合、企業経営は一層圧迫される。特に公的環境基準が存在しない領域に、あるいはそれを越えて自らの環境基準を設定する場合には、この価格転嫁の困難は決定的であり、補助金の導入要請が強まる。しかし、環境補助金は国際貿易を阻害する点で、汚染者負担原則に抵触する²⁹⁾。こうしたことから、近年、環境負荷の少ない商品の開発・普及に際し、消費者・市民に当該商品の環境負荷情報を提供する目的を持った公認の環境ラベリング制度が先進国で普及しつつある。また、この種の公認環境ラベルの商品添付についての認可制度をモデルとして、環境監査導入企業（施設）を公式に認定し、企業（施設）の環境負荷情報を消費者・市民に開示することで、導入企業およびその商品の市場での競争力を高めることが課題となっている。

[3-1-①]で述べたように、環境監査はその手法の多くを会計監査に負っているが、会計監査は法的に株主および市民に対して情報公開義務を果たさなければならない。これに比して、環境監査は経営層への監査結果の情報フィードバックが主目的であり、市民への環境監査の情報公開は極めて例外的になされるに止まっている。実際、アメリカにおいて、環境に影響を及ぼす企業の活動は、それが一定の金額以上の損害賠償を伴う限りにおいて連邦証券取引委員会への報告義務が課せられるだけであり、株主向けの営業報告書と市民向けの有価証券報告書には、環境監査結果ではなく環境保全に関する企業の取り組み状況が記載されるに止まる。またわが国においては、こうした営業報告書および有価証券報告書での環境保全努力についての情報公開も極めて少ないことが指摘されている³⁰⁾。この様な状況に対して、93年に制定されたEUの「環境管理・監査計画」では、施設の環境監査内容が公的に認証された場合、認証済み施設の一覧をEU官報において公示するこ

注29) OECDの汚染者負担原則は、政府補助金を原則として認めていない。過度に厳しい環境規制が制定された場合の移行期間において、新たな技術開発に対して例外的に認められているにすぎない。また、環境被害による極端な地域格差の是正にも例外的に認められている。

30) 文献(21)を参照。

とを規定している。また、この場合、公認の環境検証人による検証済みの「環境報告書」が市民に開示される。さらに、認証済み施設に関しては同計画への「参加声明」を広告（製品およびその包装には使用できない）できる情報公開手法も採用されている³¹⁾。これらは環境監査の便益の一つである、企業の信頼性向上パブリシティであり、取引先や金融機関の信頼性を高めると同時に、消費者の企業およびその商品に対する選好を高め、販売シェアを拡大させる効果をもつ。この点で、EUの計画は、監査の客観性、信頼性が確保され且つ情報公開がなされる点で優れている。

環境監査情報の公開は、技術革新上の企業秘密を除いた部分に制限されざるをえない。とはいえ、監査自体およびその情報の公開は公的規制基準の遵守状況に限定されるわけではない。むしろ競争過程は、公的規制基準を超える環境保全領域での環境管理と環境保全的技術革新との結合を企業に促す。そして、こうした技術革新の進展は、環境監査情報の公開による消費者・市民の選好の向上と市場での競争優位性の実現を企業に迫ることになる。この点で監査情報の公開は、消費者・市民の市場行動を環境保全的に方向づける環境教育機能を担うとともに、企業にとっては長期的なマーケティングおよびパブリシティ戦略の一貫として、ますますその重要性を増すことになるのである。

6 おわりにかえて

環境監査は、先進国の鉱工業部門の巨大製造業において開発されたものであることから、流通業や中小企業分野でのその普及が、当初より課題となっている。また、鉱工業部門以外の、自然環境を対象とする農業部門等での環境監査の必要性は、ICCも指摘しているとはいえ、なお十分に認識されていない。近年、OECDは農業における環境問題に積極的に取り組みつつあり、貿易問題との関連で、農業政策、とりわけ農業補助金の環境志向の見直しや経済的手法の導入を検討している³²⁾。農業（林業および漁業）部門は鉱工業部門と異なり、社会的損失を発生させ

ると同時に、自然景観・生物種の保全や炭素固定機能といった社会的便益をも提供している。したがって、ここに環境補助金の妥当性の判断基準を提供する手法として、環境監査の導入が要請される根拠がある。確かに、農業部門における環境監査も原理的には企業によってなされるべきである。しかしながら、欧州やわが国のような家族経営あるいは小規模経営が多く残存する場合には、一定の地域的広がりにおいて自治体などとの連携を保ちながら、あるいは自治体よりの資金的・人材的な助成を受けながら地域環境監査として導入される可能性がある。特に、食料生産に関わる分野での環境監査は製造物責任および食品の安全性と関連し、またいわゆる「グリーン・ツーリズム」といった農村滞在型観光と密接する資源保全問題に関連する。したがって、環境監査導入に際しては、食品の安全性、自然景観や生物種の保全および炭素固定機能といった観点から独自の監査項目を策定する課題が残されている。農業部門での環境監査の導入は、一方で、環境保全型の農法を普及させ、環境負荷の少ない農産物に対する流通業者および消費者の信頼性・選好を向上させる。それとともに、他方では、農業投入資材の非汚染物質化を製造業に対して要請し、そこでの環境監査導入を促進するものとして期待されるのである。

参 考 文 献

- (1) Commission of the European Communities, A consultation Paper on Draft Elements for A Council Directive on Environmental Auditing of Certain Industrial Activities, x1/632/90-EN, Brussels, December. 1990.
- (2) Commission of the European Communities, Information, Commission Proposes a Voluntary Community Environmental Audit Scheme for Industry, Brussels, 19. 12. 1991.
- (3) Commission of the European Communities, Proposal for a Council Regulation (EEC) allowing Voluntary Participation by Companies in the Industrial Sector in a Com-

注31) 文献(8)のArticle10およびAnnexIVを参照。

32) 文献(16)を参照。

- munity Eco-audit Scheme, COM (91) 459 final, Brussels, 5. 3. 1992.
- (4) Environmental Protection Agency, Environmental Auditing Policy Statement, Federal Register, Vol. 50, No. 217, 11. 8. 1985.
- (5) Environmental Protection Agency, Environmental Auditing Policy Statement, Federal Register, Vol. 51, No. 131. 7. 9. 1986.
- (6) European Communities, Proposal for a Council Regulation (EEC) allowing Voluntary Participation by Companies in the Industrial Sector in a Community Eco-audit Scheme, Official Journal of the European Communities, No C76, Brussels, 27. 3. 1992.
- (7) European Communities, Council Regulation (EEC) No880/92 of 23 March 1992 on a Community Eco-label Award Scheme, Official Journal of the European Communities, No L99, Brussels, 11. 4. 1992.
- (8) European Communities, Council Regulation (EEC) No1836/93 of 29 June 1993 allowing Voluntary Participation by Companies in the Industrial Sector in a Community Eco-management and audit Scheme, Official Journal of the European Communities, No L168, Brussels, 10. 7. 1993.
- (9) Greeno J. Ladd, Hedstrom Gilbert and Diberto Maryanne, *Environmental Auditing*, John Wiley & Sons, Inc., New York, 1985.
- (10) International Chamber of Commerce, *ICC Guide to Effective Environmental Auditing*, ICC Publishing Corporation, Paris, 1991.
- (11) OECD, *Agricultural and Environmental Policies: Opportunities for Integration*, Paris, 1989.
- (12) OECD, *Environmental Labeling in OECD Countries*, Paris, 1991.
- (13) OECD, *Environmental Policy: How to Apply Economic Instruments*, Paris, 1991.
- (14) OECD, The OECD Environment Industry: Situation, Prospects and Government Policies, OEDE/GD (92) 1, Paris, 1992.
- (15) OECD, *Environmental Policies and Industrial Competitiveness*, Paris, 1993.
- (16) OECD, *Agricultural and Environmental Policy Integration: Recent Progress and New Directions*, Paris, 1993.
- (17) OECD, *Environment and Taxation: The Cases of Netherland, Sweden and The United States*, Paris, 1994.
- (18) Royston Michael G., *Pollution Prevention Pays*, Pergamon Press, Oxford, 1979.
- (19) Steger Ulrich (Hrsg.), *Umwelt-Auditing*, Frankfurter allgemeinen Zeitung, Frankfurt am Main, 1991.
- (20) United Nations Environment Programme / Industry and Environment Office, *Environmental Auditing*, Paris, 1989.
- (21) バルディーズ研究会編『経営報告書にみる企業の環境情報開示』(リサイクル文化社, 1992)
- (22) デビット T. ブエンティ「米国における環境法遵守監査」(通産資料調査会『産業と環境』10月号, 1993)
- (23) 飯島伸子編『環境社会学』(有斐閣, 1991)
- (24) ジェトロ「環境保護とリサイクルビジネス」(『ジェトロセンサー』2月号, 1992)
- (25) 金沢良雄監修「公害防止協定確立委員会報告『公害防止協定の社会的役割・機能』」(社団法人産業と環境の会, 1978)
- (26) 環境監査研究会編『環境監査入門』(日本経済新聞社, 1992)
- (27) 菊池敏夫編著『企業と環境の考え方』(産業能率短期大学, 1977)
- (28) 日本産業機械工業会「公害防止装置の生産実績について」(各年度)
- (29) 大森正之「公害防止装置市場の展開とその限界」(慶應義塾経済学会『三田学会雑誌』85-2, 1992)
- (30) 大森正之「EC環境政策の新たな局面: エコラベル計画およびエコ監査計画を中心に」(慶應義塾経済学会『三田学会雑誌』85-4, 1993)
- (38) 社団法人経済団体連合会「経団連地球環境憲

- 章」(1991)
- (39) 田口正己、竹下登志成『ドイツに学ぶごみリサイクル：デュアルシステムの意味するもの』(自治体研究社, 1994)
- (40) 東京海上火災保険株式会社編『環境リスクと環境法』(有斐閣, 1992)
- (41) 植田和弘、落合仁司、北島佳房、寺西俊一『環境経済学』(有斐閣, 1991)
- (42) 山口耕二「環境管理に係わる国際標準化動向：環境のISO国際会議に出席して」(通産資料調査会『産業と環境』9月号, 1993)
- (43) 山口耕二「NECにおける環境管理活動」(通産資料調査会『産業と環境』3月号, 1994)
- (44) 在日ドイツ商工会議所「包装廃棄物回避のための政令」(1991)
- (45) 在日ドイツ商工会議所「ドイチャーマルクト」12月臨時増刊号(1991)
- (1994年11月30日)